

昭和四十九年通商産業省令第四十号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種特定化学物質の許可申請）
法第十七条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一にによる申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 製造設備の位置（他の設備との関係位置を含む）。及び事業所付近の状況を示す図面
二 従業員の雇用及び配置の概略並びに従業員の技術的能力を説明した書面
三 製造方法の概略を説明した書面

四 生産計画及び主な販売先ごとの販売予定期数量を記載した書面
五 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面
六 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
七 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十九条各号に該当しないことを説明した書面

八 最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
九 前号に掲げるもののほか、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを説明した書類
（第一種特定化学物質製造設備の構造等の変更の許可申請）

第三条 法第二十二条第一項の変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に変更内容を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質製造事業に関する変更の届出）
第四条 法第二十二条第一項の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質の輸入の許可申請）
第五条 法第二十二条第一項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 製造事業所名及びその所在地の属する国名又は地域名、陸揚げ予定期日、輸入港名並びに主な販売先ごとの販売予定期数量を記載した書面
二 貯蔵方法及び運搬方法を説明した書面
三 申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
四 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十九条各号に該当しないことを説明した書面

（第一種特定化学物質の使用の届出）
第六条 法第十六条第一項の規定により使用の届出をしようとする者は、様式第五による届出書に使用計画及び第一種特定化学物質等（法第二十二条第一項に規定する第一種特定化学物質等をいう。以下同じ。）の主な販売先ごとの販売予定期数量を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質届出使用の変更の届出）

第五条の三 法第二十六条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第六による届出書に変更内容明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第六条 法第二十七条第二項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第二十七条第一項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八による書類及び戸籍謄本
二 法第二十七条第一項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第九による書類及び戸籍謄本
三 法第二十七条第一項の規定により合併によつて許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書（帳簿）

第七条 法第三十一条第一項の帳簿には、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、第一種特定化学物質の製造数量、在庫数量及び販売先ごとの販売数量を記載しなければならない。
前項の帳簿は、事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。
第一項の帳簿は、閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

4 前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、第一項中「製造数量」とあるのは「使用数量」と、「在庫数量」とあるのは「保管数量」と読み替えるものとする。
（電磁的方法による保存）

第七条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

前二項の規定は、届出使用者に準用する。

（廃止の届出）
第八条 法第三十二条第一項の規定により事業の廃止の届出をしようとする許可製造業者又は届出使用者は、様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（報告）
第九条 許可製造業者は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度における法第十七条第一項の許可に係る第一種特定化学物質の月別製造数量、月別在庫数量及び販売先ごとの月別販売数量を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第十七条第一項の許可」とあるのは、「法第二十六条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは、「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは、「月別保管数量」と読み替えるものとする。

（一般化学物質等の製造数量等の届出）
第九条の二 法第八条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十条の一において同じ。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一般化学物質の名称
二 一般化学物質の前年度の出荷数量
2 法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用」）に規定する場合を除く。）に提出する。

法」という。) 第六条第一項の規定により電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して届出を行うときは又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日までに様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

第九条の三 法第九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 優先評価化学物質の名称
- 二 優先評価化学物質の前年度の出荷数量
- 三 優先評価化学物質を製造した場合にあつては、その優先評価化学物質を製造した事業所名及びその所在地、優先評価化学物質を輸入した場合にあつては、その優先評価化学物質が製造された国名又は地名

法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで(第二十条の二の規定に基づき情報通信技術規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで)に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことなどが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案し定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(監視化学物質の製造数量等の届出)

第十一条 法第十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 監視化学物質の名称
- 二 監視化学物質の前年度の出荷数量
- 三 監視化学物質を製造した場合にあつてはその監視化学物質を製造した事業所名及びその所在地、監視化学物質を輸入した場合にあつてはその監視化学物質が製造された国名又は地名

法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで(第二十条の二の規定に基づき情報通信技術規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで)に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことなどが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(製造数量等の公表の例外)

第十二条 法第九条第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。

第十三条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。

(有害性の調査の指示等の対象となる者)

第十四条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は、試験成績を記載した資料の提出の要求の日前三年以内に当該要求に係る優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

法第十四条第一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第一種特定化学物質の製造予定数量等の届出)

第十五条 法第九条第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。

法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。

(有害性の調査の指示等の対象となる者)

第十六条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は、試験成績を記載した資料の提出の要求の日前三年以内に当該要求に係る優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

法第十四条第一項の経済産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

(第一種特定化学物質の製造予定数量等の届出)

第十七条 法第三十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の出荷予定数量

法第三十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量

法第三十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量

(身分証明書)

第十八条 法第四十四条第一項から第三項までの規定により経済産業省の職員が化学物質を収去するときは又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披收去者に様式第十五による収去証を交付しなければならない。

(利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人に通知し、かつ、告示しなければならない。

国名又は地域名

2 法第三十五条第一項の届出は、当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入(以下「第二種特定化学物質の製造等」という。)を行いう日の一月前までに様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

3 当該第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の指定の日(以下「指定日」といいう。)を含む年度(以下「指定年度」という。)及び指定年度(指定日が当該指定年度の末月又はその前月に含まれるものに限る。)の翌年度の第二種特定化学物質の製造等に係る法第三十五条第一項の届出についての前項の規定の適用については、同項中「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入(以下「第二種特定化学物質の製造等」という。)を行いう日の「月前」とあるのは、「当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入若しくは当該第二種特定化学物質使用製品の輸入(以下「第二種特定化学物質の製造等」という。)を行いう日の「月前」の日又は当該第二種特定化学物質若しくは第二種特定化学物質使用製品の指定の日から一月を経過した日の「いずれか遅い日」とする。

第十四条 法第三十五条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(第二種特定化学物質の製造数量等の届出)

第十五条 法第三十五条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量

三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造された国名又は地名

法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで(第二十条の二の規定に基づき情報通信技術規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで)に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことなどが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(収去証)

第十五条の二 法第四十四条第一項から第三項までの規定により経済産業省の職員が化学物質を収去するときは又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披收去者に様式第十五による収去証を交付しなければならない。

(身分証明書)

第十六条 法第五十一条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十二条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 機構がその職員に携帯させる法第四十四条第八項の証明書は、様式第十七によるものとする。

(意見の聴取)

第十七条 法第五十一条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十二条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人に通知し、かつ、告示しなければならない。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事實を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

附 則 (平成九年三月二十七日通商産業省令第三九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

第一 条 この省令は、平成二年一月二〇日通商産業省令第三五〇号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第八の二までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く)、様式第九から様式第十二までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く)及び様式第十四から様式第十六までの改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分及び「通商産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」に改める部分を除く)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日経済産業省令第六三号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条中経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第十八条及び第十九条の改正規定並びに様式第十四から様式第十九までの改正規定は、平成十五年七月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一九日経済産業省令第一一号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月九日経済産業省令第七七号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成一十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一六日経済産業省令第一一号)

この省令は、平成二十七年三月十六日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日経済産業省令第四三号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月三二日経済産業省令第五三号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年一一月一三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日経済産業省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 (経過措置)

第二 条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等

の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1

第1種特定化学物質製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
 その代表者の氏名
 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第1項の許可を受けたいので、同
 条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第1種特定化学物質の名称
- 3 製造設備の構造（別添図面のとおり）
- 4 製造設備の能力

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 製造設備の構造については、別添図面とすること。

様式第2

第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
 その代表者の氏名
 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第1項の変更の許可を受けたいの
 で、同項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第1種特定化学物質の名称
- 3 変更の種類及びその内容
- 4 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3

第1種特定化学物質製造事業に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
 その代表者の氏名
 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第2項の規定により、次のとおり
 届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4

第1種特定化学物質輸入許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
 その代表者の氏名
 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第22条第1項の許可を受けたいので、同
 条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 第1種特定化学物質の名称
- 2 輸入数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第5条の2関係)

第1種特定化学物質使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 事業所名及びその所在地

2 第1種特定化学物質の名称及びその用途

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連
絡先を記載すること。

様式第6 (第5条の3関係)

第1種特定化学物質届出使用に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第2項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 変更の種類及びその内容

2 変更の理由

3 変更の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連
絡先を記載すること。

様式第7

許可製造業者
第1種特定化学物質許可輸入者地位承継届出書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
4 被承継者が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行つた年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

様式第8

許可製造業者
第1種特定化学物質許可輸入者相続同意証明書
届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名
住所

許可製造業者
次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続がありましたことを証明します。
届出使用者

1 被相続人の氏名及び住所

第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
2 被相続人が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行つた年月日

許可製造業者
3 第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び
届出使用者

住所

4 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

許可製造業者
3 証明書は、第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第9

許可製造業者
第1種特定化学物質許可輸入者相続証明書
届出使用者

年　月　日

経済産業大臣 殿

證明者　氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所
氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

許可製造業者
次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続があつたことを証明します。
届出使用者

- 1 被相続人の氏名及び住所
第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
 - 2 被相続人が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行つた年月日
 - 3 第1種特定化学物質許可輸入者の地位を承継した者の氏名及び住所
届出使用者
 - 4 相続開始の年月日
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。
3 証明者は、2人以上とすること。

様式第10

第1種特定化学物質許可製造事業廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
- 1 廃止に係る第1種特定化学物質の名称
 - 2 廃止に係る事業所名及びその所在地
 - 3 法第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
第26条第1項の届出を行つた年月日
 - 4 廃止の年月日
 - 5 廃止の理由
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 標題中の「許可製造」及び「届出使用」のうち該当しない文字は抹消すること。

様式第11(第9条の2第2項関係)

〔書類名〕一般化学物質製造数量等届出書 1/3

〔提出日(西暦)〕 年 月 日

〔あて先〕 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

〔届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名〕

〔届出者の住所〕

〔①法人番号〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔②担当部署、担当者氏名及び連絡先〕

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

〔全般〕

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 届出対象物質に関して得られた新たな知識及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することである。
- 届出対象物質についての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

〔項目毎〕

- ① 法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。なお、法人番号を有していない場合は空欄とする。

② 当該届出に係る担当部署、担当者氏名等の連絡先を記載すること。

③ CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって個々の化合物に付与された識別番号である。把提している場合は記載すること。

④ ~⑥、⑪ 記載要領を参考すること。

⑦ 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0t以上の場合は届出の対象。

⑧ ~⑩ 記入単位はとして、有効数字を4桁として記入すること。百以下は四捨五入の上、実数で記入すること。製造数量・輸入数量に同一企業の他の事業での自家消費数量を含めないものとする。

⑪ 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「198(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

(1) 化学物質名称等

〔①製造・輸入した一般化学物質の名称と番号〕

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

〔物質名称〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔②製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号〕

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

〔官報公示名称1〕

〔官報整理番号1〕

〔官報整理番号は左詰め〕

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称上記を含めて主要な3つまで記載すること。

〔官報公示名称2〕

〔官報整理番号2〕

〔官報整理番号は左詰め〕

〔官報公示名称3〕

〔官報整理番号3〕

〔官報整理番号は左詰め〕

〔③製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号に係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定期を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号〕

--	--	--	--

〔⑥高分子化合物の該当の有無(該当の場合は○印を記入)〕

--

2. 製造数量及び輸入数量

2 / 3

- (1) 化学物質名称等
【③優先評価化学物質の官報公示名称と番号】

【官報公示名称】

【物質管理番号】

【官報整理番号1】

- 【④製造・輸入した化学物質の名称と番号】

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

【物質名称】

【CAS登録番号(CAS RN)】

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記①を含めて主要な3まで記載すること。

【官報公示名称2】

【官報整理番号2】 (官報整理番号は左詰め)

【官報公示名称3】

【官報整理番号3】 (官報整理番号は左詰め)

- 【⑤高分子化合物の該当有無(該当する場合は○印を記入)】

- (2) 製造数量及び輸入数量 (単位: t)

西暦 [] 年度実績値

年度計 [] 製造・輸入合計数量 (t) [] 製造数量 (t) [] 輸入数量 (t)

3. 化学物質の製法等

- (1) 製造した事業所名及びその所在地

[]

- (2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

⑨ 都道府県番号	⑩ 製造数量 (t)	⑪ 国・地域番号	⑫ 輸入数量 (t)
0 []	(t)	[]	(t)
0 []	(t)	[]	(t)
0 []	(t)	[]	(t)
0 []	(t)	[]	(t)
0 []	(t)	[]	(t)

(3) 都道府県別(又は国・地域別)及び用途別出荷数量

3 / 3

都道府県又は国・地域番号	⑬ 用途番号	⑭ 出荷数量 (t)
[]	⑮ 具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)
[]	具体的用途 ()	(t)

出荷数量 合 計 [] (t)

様式第13(第10条第2項、第15条第2項関係)

〔書類名〕 監視化学物質等製造数量等届出書 1/3

〔提出日(西暦)〕年.....月.....日

〔あて先〕 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

〔化学物質の種類及び適用条件(該当するものに○印を記入)〕

- (1) 監視化学物質(法第13条第1項)
 (2) 第2種特定化学物質(法第35条第6項)
 (3) 第2種特定化学物質使用製品(法第35条第6項)
 (注: 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更届出数量は、別途様式第14で報告すること。)

〔届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名〕

〔届出者の住所〕

〔法人番号〕

〔担当部署、担当者氏名及び連絡先〕

担当部署 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。なお、法人番号を有していない場合は空欄とする。
- 当該届出に係る担当部署、担当者氏名等の連絡先を記載すること。
- 製造数量・出荷数量には、同一企業内の各事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費した事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
- 記入範囲はは以下の四捨五入の上記入ること。なお、四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0kg以上の場合は小数点2桁表示。
- 物質管理番号、官能整理番号、都道府県番号、国・地域番号及びCAS番号は、記載要領を参考すること。
- CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の会員部門であるChemical Abstracts Serviceが公的の化合物に付与された識別番号である。記載している場合は記載すること。
- 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「98(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
- 届出者登録番号に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造数量及び輸入数量(実績値の報告)

2/3

(1) 化学物質名称等

〔官報公示名称〕

〔物質管理番号〕

〔官報整理番号〕

〔CAS登録番号(CAS RN)〕

(2) 製造数量及び輸入数量 (単位: kg)

西暦_____ 年度実績値

年度計 製造・輸入合計数量 (kg) 製造数量 (kg) 輸入数量 (kg)

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量
(注: 第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む)

都道府県番号	製造数量 (kg)	国・地域番号	輸入数量 (kg)
0 [] []	(kg)	[] []	(kg)
0 [] []	(kg)	[] []	(kg)
0 [] []	(kg)	[] []	(kg)
0 [] []	(kg)	[] []	(kg)
0 [] []	(kg)	[] []	(kg)

3/3

都道府県又は国・地域番号	用途番号	出荷数量 (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
[]	[] - []	[] (kg)
具体的用途 ()		出荷数量 合 計 [] (kg)

様式第14(第13条第2項、第14条関係) 1/2

〔書類名〕 第2種特定化学物質製造(輸入)予定期量届出書又は変更届出書
(第2種特定化学物質使用製品輸入予定期量届出書(法第35条第1項)

〔提出日(西暦)〕 年 月 日

〔あて先〕 経済産業大臣 殿

1. 化学物質等の区分及び届出者の氏名・住所

〔化学物質の種類及び適用用途(該当するものに○印を記入)〕

- (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定期量届出書(法第35条第1項)
- (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定期量届出書(法第35条第1項)
- (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定期量変更届出書(法第35条第2項)
- (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定期量変更届出書(法第35条第2項)

〔届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名〕

〔届出者の住所〕

〔法人番号〕

〔担当部署、担当者氏名及び連絡先〕

担当部署 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十二年法律第二百七十九号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。なお、法人番号を有していない場合は空欄とする。
3. 当該届出に係る担当部署、担当者氏名等の連絡先を記載すること。
4. 制造予定期量・出荷予定期量には、同一企業内の他事業所での自家消費予定期量を含めること。また、その場合には、自家消費する事業所の所在都道府県を出荷先としてその数値を記載すること。
5. 第2種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合は、2.(2)及び4. の各欄には製品中の第2種特定化学物質の含有量を記載すること。
6. 記入単位はkgとして、小数点以下4桁捨尾入の上記入すること。なお、四捨五入後の製造・輸入予定期量合計数量が1.0kg以上場合は記入。
7. 皆の会員名前、物語の特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
8. 現在対象範囲に開示して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
9. 物質管理番号、官報整理番号及び用途番号は、記載要領を参考とすること。
10. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「その他」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。

2. 製造予定数量及び輸入予定数量
(法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

2/2

(1) 化学物質名称等

〔官報公示名称〕 _____

〔物質管理番号〕

--	--	--	--

 -

--	--

〔官報整理番号〕

--	--	--	--

(2) 製造予定数量及び輸入予定数量 (単位:kg)

西暦

--	--	--	--

 年度

年度計 製造・輸入予定合計数量(kg) 製造予定数量 (kg) 輸入予定数量 (kg)

3. 第2種特定化学物質等を製造予定の事業所名及びその所在地

① 製造事業所名 ()

② その所在地 ()
(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)**4. 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の用途別出荷予定数量**

用途番号	出荷先での具体的用途	出荷予定数量 (kg)					
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td></tr></table>					()	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)	
出荷予定数量 合 計		<table border="1"><tr><td> </td></tr></table> (kg)					

様式第15 (第15条の2関係)

取 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

取去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定により收去する。

年 月 日

官職 氏 名

(印)

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が收去する場合にあつては、官職に代えてその所属を記載すること。

様式第16(第16条第1項関係)

6 セ ン チ メ ト ル	(表面)	
	3センチートル	身分証明書
	写	職名
	真	氏名
	押出ス タンプ	年月日生
		年月日交付
		有効期間
		経済産業大臣
		(印)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の

(裏面)	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の	
第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
2. 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職務に許可取扱業者若しくは輸出業者、第1種物販売業者若しくは輸入業者、第2種物販売業者若しくは輸入業者又は試験のための物件を検査する権限をしたたかれた者の事務所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
3. 環境大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
4. 独立行政法人の職務に立入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
5. 経済産業大臣は、必要があると認めることは、機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
6. 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	

様式第17(第16条第2項関係)

6 セ ン チ メ ト ル	(表面)	
	3センチートル	身分証明書
	写	職名
	真	氏名
	押出ス タンプ	年月日生
		年月日交付
		有効期間
		独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
		(印)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定による立入検査等を行う職員の

(裏面)	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定による立入検査等を行う職員の	
第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
2. 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職務に許可取扱業者若しくは輸出業者、第1種物販売業者若しくは輸入業者、第2種物販売業者若しくは輸入業者又は試験のための物件を検査する権限をしたたかれた者の事務所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
3. 環境大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
4. 独立行政法人の職務に立入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
5. 経済産業大臣は、必要があると認めることは、機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
6. 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第6項の規定による立入検査等を行う職員の

(裏面)	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第6項の規定による立入検査等を行う職員の	
第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
2. 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職務に許可取扱業者若しくは輸出業者、第1種物販売業者若しくは輸入業者、第2種物販売業者若しくは輸入業者又は試験のための物件を検査する権限をしたたかれた者の事務所に立ち入り、監視、審査その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
3. 環境大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職務に、第3条第1項から第4項までを除くもの又は第5条第4項の認認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
4. 独立行政法人の職務に立入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
5. 経済産業大臣は、必要があると認めることは、機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	
6. 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立ち入りし、監視、審査、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための物件を検査させることとする。	

様式第18〔第21条第1項関係〕

電子情報処理組織使用届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第8条第1項、第9条第1項若しくは第13条第1項の届出、第17条第2項若しくは第21条第1項の申請、同条第2項の届出、第22条第2項の申請又は第26条第1項若しくは第2項、第27条第2項、第32条第1項、第35条第1項、第2項若しくは第6項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる7桁のアラビア数字の組合せを記載すること。

様式第19〔第21条第3項関係〕

電子情報処理組織変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。

様式第20〔第21条第3項関係〕

電子情報処理組織使用廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所
氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

- 1 届出者等確認コード
- 2 届出者等コード

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21〔第22条関係〕

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一条第一項の規定による申請(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録し
た光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類
(備考)
 - 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載する。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項
を記載するとともに、2枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごと
に整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)
の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載
した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 5 該当事項がない欄は、省略する。